

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付	<p><b>高齢求職者給付金(高年齢求職者給付金)</b></p> <p>＜支給要件＞            ①同一の船舶所有者に<u>60歳到達日</u>の前日から引き続き<u>60歳到達日</u>以後に使用される被保険者が離職し、            ②失業保険金の受給資格を有するときは、失業保険金の代わりに支給する。</p> <p>＜給付額＞            失業保険金日額に算定基礎期間(=船員として引き続き同一の船舶所有者に使用された期間)に応じた日数を乗じた額を支給する。            ・1年未満である場合:30日            ・1年以上である場合:50日            &lt;第33条ノ16ノ2第1項、第33条ノ16ノ3&gt;</p>	<p>＜支給要件＞            ①同一の事業主の適用事業に<u>65歳到達日</u>の前日から引き続き<u>65歳到達日</u>以後に雇用される被保険者が離職し、            ②離職の日以前1年間に被保険者期間が通算6か月以上あるとき            に支給。(求職者給付は支給しない。)</p> <p>＜給付額＞            基本手当の日額に算定基礎期間(=引き続き同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間)に応じた日数を乗じた額を支給する。            ・1年未満である場合:30日            ・1年以上である場合:50日            &lt;第37条の2&gt;</p>	<p>○ 支給対象者の相違は、適用除外等の範囲の相違によるもの。</p>
	<p>教育訓練給付金</p> <p>支給要件期間が3年以上であって、過去3年間に教育訓練給付金の支給を受けていない被保険者又は被保険者であった人が<u>社会保険庁長官</u>の指定する教育訓練を受講した際に支給。            ①支給要件期間が3年以上5年未満            教育訓練費用の2割に相当する額を支給(10万円を上限)            ②支給要件期間が5年以上            教育訓練費用の4割に相当する額を支給(20万円を上限)            &lt;第33条ノ16ノ4&gt;</p>	<p>支給要件期間が3年以上であって、過去3年間に教育訓練給付金の支給を受けていない被保険者又は被保険者であった人が<u>厚生労働大臣</u>の指定する教育訓練を受講した際に支給。            ①支給要件期間が3年以上5年未満            教育訓練費用の2割に相当する額を支給(10万円を上限)            ②支給要件期間が5年以上            教育訓練費用の4割に相当する額を支給(20万円を上限)            &lt;第60条の2&gt;</p>	<p>※対象となる教育訓練            ○船員保険            ・船員独自の教育訓練            ・厚生労働大臣が指定する教育訓練            ○雇用保険            ・厚生労働大臣が指定する教育訓練</p>

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付	<p>高齢雇用継続基本給付金 (高年齢雇用継続基本給付金)</p> <p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①被保険者期間が5年以上ある55歳以上60歳未満の失業保険が適用されている被保険者であって、 ②各月の標準報酬月額が55歳時点のみなし給付基礎日額(55歳時点を離職の日とみなして得た額)に30を乗じて得た額の75%未満になつたとき に支給する。</p> <p>&lt;支給額の算定&gt;</p> <p>支給対象月の標準報酬月額が、みなし給付基礎日額に30を乗じて得た額の ○61%未満の場合 支給対象月の標準報酬月額の15%を支給 ○61%以上75%未満の場合 支給対象月の標準報酬月額に一定の割合で遞減する率を乗じた額を支給 ※標準報酬月額と算定された給付額の合計が346,224円を超えるときは346,224円を上限とする。 算定された給付額が1,688円を超えない場合は支給しない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第34条&gt;</p>	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①被保険者期間が5年以上ある<u>60歳以上65歳未満</u>の被保険者であって、 ②各月の賃金の額が60歳時点のみなし賃金日額(60歳時点を離職の日とみなして得た額)に30を乗じて得た額の75%未満になつたときに支給する。</p> <p>&lt;支給額の算定&gt;</p> <p>支給対象月の賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の ○61%未満の場合 支給対象月の賃金の額の15%を支給。 ○61%以上75%未満の場合 支給対象月の賃金の額に一定の割合で遞減する率を乗じた額を支給 ※賃金の額と算定された給付額の合計が346,224円を超えるときは346,224円を上限とする。 算定された給付額が1,688円を超えない場合は支給しない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第61条&gt;</p>	<p>○ 支給対象者の相違は、適用除外等の範囲の相違によるもの</p>

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付	<p>高齢再就職給付金(高年齢再就職給付金)</p> <p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①被保険者期間が5年以上ある<u>55歳以上60歳未満</u>の被保険者であつて、      ②失業保険金を受けており、失業保険金の支給残日数が100日以上あり、      ③<u>55歳以降</u>安定した職業に就いた場合に離職時の給付基礎日額の75%未満になったとき。</p> <p>&lt;支給額の算定&gt;</p> <p>支給対象月の標準報酬月額が、みなし給付基礎日額に30を乗じて得た額の  <input type="radio"/> 61%未満の場合      支給対象月の標準報酬月額の15%を支給  <input type="radio"/> 61%以上75%未満の場合      支給対象月の標準報酬月額に一定の割合で遞減する率を乗じた額を支給</p> <p>※標準報酬月額と算定された給付額の合計が346,224円を超えるときは346,224円を上限とする。      算定された給付額が1,688円を超えない場合は支給しない。</p> <p>&lt;支給期間&gt;</p> <p>①失業保険金の支給残日数が100日以上200日未満の場合: 1年間      ②失業保険金の支給残日数が200日以上の場合: 2年間</p> <p style="text-align: center;">&lt;第35条&gt;</p>	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①被保険者期間が5年以上ある<u>60歳以上65歳未満</u>の被保険者であつて、      ②基本手当を受けており、基本手当の支給残日数が100日以上あり、      ③<u>60歳以降</u>安定した職業に就いた場合に離職時の給付基礎日額の75%未満になったとき。</p> <p>&lt;支給額の算定&gt;</p> <p>支給対象月の賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の  <input type="radio"/> 61%未満の場合      支給対象月の賃金の15%を支給。  <input type="radio"/> 61%以上75%未満の場合      支給対象月の賃金に一定の割合で遞減する率を乗じた額を支給</p> <p>※賃金と算定された給付額の合計が346,224円を超えるときは346,224円を上限とする。      算定された給付額が1,688円を超えない場合は支給しない</p> <p>&lt;支給期間&gt;</p> <p>①基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合: 1年間      ②基本手当の支給残日数が200日以上の場合: 2年間</p> <p style="text-align: center;">&lt;第61条の2&gt;</p>	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付	<p>育児休業基本給付金</p> <p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①休業前2年間に被保険者期間が1年以上ある被保険者が、 ②満1歳未満の子を養育するために育児休業を取得したとき</p> <p>&lt;給付額&gt;</p> <p>休業開始時給付基礎日額に30を乗じた40%相当額を支給。(30%相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業者職場復帰給付金として育児休業後6月間被保険者として雇用された場合に支給。)</p> <p style="text-align: center;">&lt;第36条&gt;</p>	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①休業前2年間に被保険者期間が1年以上ある被保険者が、 ②満1歳未満の子を養育するために育児休業を取得したとき。</p> <p>&lt;給付額&gt;</p> <p>休業前賃金の40%相当額を支給。(30%相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後6月間被保険者として雇用された場合に支給。)</p> <p style="text-align: center;">&lt;第61条の4&gt;</p>	
	<p>介護休業給付金</p> <p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①休業前2年間に被保険者期間が1年以上ある被保険者が ②配偶者、父母及び子を介護するために介護休業を取得したとき</p> <p>&lt;給付額&gt;</p> <p>休業開始時給付基礎日額に30を乗じた4割を支給</p> <p style="text-align: center;">&lt;第38条&gt;</p>	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <p>①休業前2年間に被保険者期間が1年以上ある被保険者が ②配偶者、父母及び子を介護するために介護休業を取得したとき</p> <p>&lt;給付額&gt;</p> <p>休業前賃金の40%相当額を支給</p> <p style="text-align: center;">&lt;第61条の7&gt;</p>	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付	(短期雇用特例被保険者への特例一時金)	<p>＜短期雇用特例被保険者＞ 被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(日雇労働被保険者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①季節的に雇用される者(次号に掲げる者を除く。)</li> <li>②短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用)に就くことを常態とする者</li> </ul> <p>＜特例一時金の受給資格＞ 特例一時金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①短期雇用特例被保険者が失業した場合であつて、</li> <li>②離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上であったとき</li> </ul> <p>に支給する。</p> <p>＜特例一時金の額＞ 特例一時金の額は、基本手当の日額の50日分(失業の認定があつた日から離職の翌日の6ヶ月後までの日数が50日に満たない場合は、その日数に相当する日数分) ＜第38～40条＞</p>	
	(日雇労働者求職給付金)	<p>＜日雇労働者＞ 日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者を除く。)をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日々雇用される者</li> <li>②30日以内の期間を定めて雇用される者</li> </ul> <p>＜日雇労働求職給付金の支給＞ 被保険者である日雇労働者であつて、適用区域に居住し、適用事業に雇用される者等が失業した場合に、日雇労働求職者給付金を支給する。</p> <p>＜受給資格＞ 失業の日の属する月の前二月間に、印紙保険料が通算して二十六日分以上納付されていること ＜第42～45条＞</p>	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
保 險 料	保険料率	18.0%(労使折半) <第59条>	○一般： 14%(労使折半) ○農林業・畜産業・養蚕業・水産業・清酒製造業 ：16%(労使折半) ○建設業： 16%(労使折半)  <労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第12条>	○雇用保険の保険料の3区分は、短期雇用特 例被保険者の雇用状況等を考慮して設定さ れている。 ○ 雇用保険においては、別途、雇用三事業分 として3.5%(建設業については4.5%)を 使用者全額負担で徴収。 ○船員保険の福祉事業(使用者全額負担で保 険料率6%)の一部は雇用三事業に対応する ものと考えられる。  ○17.4.1以降の保険料率(労使折半分)は以 下のとおり ・一般 : 16% ・農林業・畜産業・養蚕業・水産業・清酒製造業 ： 18% ・建設業 : 18%
	保険料の算定の基礎となる 報酬	標準報酬月額・標準賞与(上下限あり)	賃金総額(上下限なし)	
	高年齢継続被保険者に係る 保険料の徴収	60歳以上であっても60歳到達前から引き続 き使用される場合には、保険料を徴収する取扱 い。  <第59条>	高年齢労働者(=4月1日において64歳以上 の労働者)については、保険料を徴収しない取扱 い。  <労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 11条の2>	
	特別失業保険料率	当該船舶所有者に係る船舶所有者都合離職 割合が全船舶所有者に係る船舶所有者都合離 職割合の平均を超える場合には、当該割合に応 じて1%、3%又は5%の船舶所有者全額負担の 保険料を賦課。  <第59条ノ3>	なし	○ 特別失業保険料率による保険料収入は、約 294百万円(平成12年10月～平成13年9月 推計)
	移転費に係る保険料の負担	福祉事業として船舶所有者全額負担 <第57条ノ3>	就職促進給付として労使折半負担 <第58条>	○ 福祉部門で移転費の支給に必要な保険料 率は、約0.04%(平成13年度決算ベース)

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
その他	納付命令	<p>不正の行為により保険給付を受けた者に対して当該保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することが可能。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第25条ノ3&gt;</p>	<p>不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対して当該失業等給付の全部又は一部の返還及び当該失業等給付の額の2倍に相当する額以下の金額の納付を命令することが可能。</p> <p style="text-align: center;">&lt;第10条の3&gt;</p>	